

令和6年11月29日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年11月29日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

第 1 号 非農地証明について

第 2 号 非農地判断について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝
9 番 今井 満	10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 岡本 亮二
13 番 島田 徹幸	14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次
17 番 石田 尚則	18 番 神藤 敦美		

欠席委員

19 番 北村 正次

推進委員

寺川 恵美 中川 義則

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任

(午後2時)

議長(横段) : それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、13番 島田委員、16番 新田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は19番 北村委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した、「令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同の情報交換会及び忘年会の開催について」です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、苗代町字大歳〇〇〇〇番、地目は畑、面積は合計172㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺川委員 : 推進委員 寺川です。申請地は、譲受人の自宅前にあります。既に耕作していましたが、贈与の話があり、今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 2番の申請地は、郷原町字松原〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計105㎡のいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は、新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。譲受人は、ペルーご出身の方で、日本語もお上手でした。前々から野菜づくりがしたくて、農地を探されていました。野菜栽培を楽しんで頂きたいです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字中畑〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計277㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、体調不良により作付面積を縮小するため売買するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稲するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、写真の奥にある譲受人の田への出入り口にあります。今後の作業などを考慮した結果の申請です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、仁方本町1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計218㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請人は、本家と分家の間柄になります。分家から本家に農地を返されるとのことでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は155㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。なお、譲受人の国籍は中国、在留資格は永住者の配偶者等で、農業経営に支障はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地は、川尻小学校の横道を50m程上った場所にあります。譲受人のお宅が近くにあり、野菜栽培をしたいとのこと。ご審議の程よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は976㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、借受地を取得し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地は、安浦町のホームセンターナフコの近くにあります。以前から譲受人が耕作されており、きれいに管理されていました。ご審議の程よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字女子畑字梶谷〇〇〇番、地目は田、面積は1,041㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地は、譲受人が数十年前から耕作されています。今後もきれいに管理して頂けるものと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番と9番について、譲渡人と譲受人が同一のため、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番、地目は田、面積は190㎡で、9番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番〇、地目は畑、面積は136㎡でどちらも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地の後ろに写っている2階建ての住宅に、譲受人が住んでいます。今後、申請地は、譲受人が管理していくこととなります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：10番の申請地は、蒲刈町田戸字棒迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は、443㎡の第2種の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：14番 大道です。申請地は、蒲刈選果場からトンネル方面に少し進んだ場所にあります。写真の奥に譲受人の畑があります。元は荒地でしたが、譲受人が雑木を処理されており、レモンを栽培されるそうです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：11番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：11番の申請地は、蒲刈町宮盛字松尾〇〇〇〇番、地目は畑、面積は、482㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、カンキツを栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：14番 大道です。申請人は、広島市の方ですが、息子さんが購入した地元の家を拠点として、農作業をされるとの事でした。以前、取得した農地を耕作している様で、実績はあります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町安登西4丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は168㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅1棟として利用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後

になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。事務局の説明の通りで、始末書添付の申請です。相続の手続きの際に発覚したもので、仕方ないように思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字大歳〇〇〇〇番、地目は田、面積は合計585㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場7台として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺 川 委 員：推進委員 寺川です。申請地の近くに申請人の会社があります。現在、駐車場が手狭となりレッカー一車等の出し入れにも苦労している状況のようで、新たな駐車場として使用するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、栃原町字西谷下〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計1,10

5㎡で、いずれも第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地に太陽光発電設備168枚の49.5KWを設置して使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺川委員：推進委員 寺川です。申請人の話では、現状のままで太陽光発電設備を設置するそうです。また、メッシュフェンスで囲い、イノシシの対策を講じるそうです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、郷原町字岩山新開〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計273㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場用地として使用するため贈与するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地に資材と工事車両置場として使用するものです。なお、本件は、概ね10年前から資材置場用地として使用しており、始末書が添付されております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：3番 谷です。資材置場として使用する計画は、以前からありましたが、申請が遅くなったとのこと。荒地をきれいに管理して頂けるものと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、郷原町字上ミノカヤ〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計1、351㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場15台として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地の近くに20戸が入居可能なアパートがあり、駐車場は僅か8台分しかありません。新たに15台分の駐車場を確保するための申請です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町安登西5丁目〇〇〇番、地目は田、面積は合計で1、144㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル173枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地は、JR呉線の安登駅近く、郵便局の裏手にあります。荒地で、排水に心配があるので、排水路の確保を指示しておきました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

- 議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第1号の非農地証明申請について1件を証明し、報告事項第2号の非農地判断について104件を通知しましたので報告します。
- 議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。
- 議 場：なし。
- 議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。
- 事 務 局：令和6年度農地台帳に関する調査集計について、農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会について、説明を行った。
- 議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。
- 岡 本 委 員：12番 岡本です。皆さんにご相談があります。数十年前に農地を売買し、譲受人が所有権移転の登記申請を行う約束であったが、現在に至るまで放置されている。しびれを切らし、金を返すので農地を返すように伝えるが、これにも応じてくれない。譲受人は、農地にコンクリートを敷き詰め資材置場として使っていた経緯があり、現状のままでは、農地としての使用は出来ない。この様な相談にどの様な対応ができるのか？また、参考事例があれば、お聞かせください。
- 高 本 委 員：6番 高本です。個人間で話し合われる案件です。相談者のお困りは、理解できますが、農業委員会の介入は出来ない様に考えます。決着を付けるには、民事裁判になるのではないのでしょうか。
- 亀 山 委 員：10番 亀山です。農地の所有権移転には、農業委員会の許可が必要で、それを怠っているようなので、農業委員会は、何も言えない。
- 大 道 委 員：14番 大道です。その時代は、下限面積の要件があり、小さい農地は、口約束での売買があったように聞く。本来なら、資材置場への転用許可申請すべき案件です。
- 石 田 委 員：17番 石田です。農業委員会の許可申請がないので、何ら手立てを講じられない。本件の場合、民事裁判や民事調停で解決する事になるのではないか。
- 議 長：その他、ご意見はありませんか。
- 議 場：なし。
- 事 務 局：農業委員・農地利用最適化推進委員の合同情報交換会及び忘年会の開催について、地区会の開催について、説明を行った。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第12回総会は、12月26日 木曜日 午後3時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和6年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時45分)

以上は、令和6年第11回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長職務代理人

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員